

ひたちなか市議会総務生活委員会

令和6年12月17日（火） 午前9時59分開議
議事堂全員協議会室

【付議事件】

1 議案

議案第 98号 ひたちなか市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定
について

議案第100号 茨城租税債権管理機構規約の変更について

議案第101号 消防ポンプ自動車購入（第15分団）売買契約の締結について

2 請願・陳情

請願第 18号 ひたちなか市として策定中の「原子力災害に備えた広域避難計画」に関する
ことについて

○出席委員 8名

総務生活委員会	井坂章	委員長
	井坂涼子	副委員長
	鎌田政人	委員
	田中高司	委員
	鈴木道生	委員
	雨澤正	委員
	大内聖仁	委員
	打越浩	委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 1名 薄井宏安 議長

○説明のため出席した者

総務部	小倉健	総務部長
	西野浩文	総務部参事兼総務課長
	永井四十三	契約検査課長

	小 室 剛	契約検査課係長
	瀬 樂 将 吾	契約検査課主幹
	鬼 澤 哲 也	収税課長
	小 沼 満	収税課収納対策室長
	菊 池 崇 司	収税課徴収係長
	川 崎 誠 司	総務部参事兼資産経営課長
	益 子 昭 彦	資産経営課副技正
	大 串 貴 弘	資産経営課長補佐
	飛 田 栄 樹	資産経営課技佐
	住 谷 洋 平	資産経営課財産活用係長
	久 米 瑞 樹	資産経営課財産活用係主任
市民生活部	白 土 光 伸	市民生活部長
	鈴 木 健 嗣	市民生活部参事兼生活安全課長
	高 星 匡	生活安全課長補佐
	金 子 昌 和	生活安全課係長
	宮 内 琢 磨	生活安全課係長
	松 本 睦 史	生活安全課主幹

○事務局職員出席者

議会事務局	石 崎 聡一郎	局長
	益 子 太	係長
	佐 藤 ゆかり	主幹

総 務 生 活 委 員 会

令和6年12月17日（火）

午前9時59分 開会

○井坂（章）委員長 これより総務生活委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案3件、請願1件、以上4件です。

審査の進め方につきましては、最初に議案の審査をした後、請願の審査を行います。審査終了後、執行部から所管事項説明の申し出がありますので、執行部の入替えを行い、説明を受けたいというふうに思います。以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは初めに、議案第98号 ひたちなか市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、本会議、令和6年定例会、第4回12月定例会、議案、議案第98号の順にフォルダをお開きください。

提出者の説明をお願いします。白土市民生活部長。

○白土市民生活部長 おはようございます。議案第98号 ひたちなか市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、佐和駅東西自由通路及び新駅舎の供用開始に伴い新たに東口が開設されたことから、駅利用者の利便性の向上を図るため、新たに佐和駅東口の北側及び南側の2か所、また、既存の西口の自転車駐車場の再整備を進めてまいりました。佐和駅東口北側の自転車駐車場につきましては、令和5年9月定例会におきまして自転車駐車場設置及び管理条例の改正をさせていただき、既に供用を開始しております。今回の議案の内容につきましては、新規の佐和駅東口南側の自転車駐車場及び既存の西口の自転車駐車場の再整備工事が完了する見込みとなりましたことから、第2条第3項の表中の西口の駐車場の名称変更及び東口南側の自転車駐車場の名称と位置を追記し、自転車駐車場の設置及び管理条例の改正をしようとするものであります。

議案書3ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。条例の改正点につきましては、第2条第3項の無料駐車場の表中の1段目の「ひたちなか市佐和駅前自転車駐車場」の名称を「ひたちなか市佐和駅西口自転車駐車場」に改め、2段目の「ひたちなか市佐和駅東口北自転車駐車場」の下に「ひたちなか市佐和駅東口南自転車駐車場」の名称、位置を追記するものであります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第100号 茨城租税債権管理機構規約の変更についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第100号をお開きください。

提出者の説明をお願いします。小倉総務部長。

○小倉総務部長 それでは、議案第100号 茨城租税債権管理機構規約の変更について、提案の理由をご説明申し上げます。

令和6年度から、地球温暖化防止や災害防止等の役割を担う森林の整備及びその促進を目的といたしました森林環境税が国税として創設をされまして、個人住民税の均等割と併せて、納税事務者1人につき年額1,000円を市町村が賦課徴収することとなりました。こうした中、県内全44市町村を構成員としております一部事務組合茨城租税債権管理機構において共同処理する滞納整理困難な案件につきまして、現在の規約では、地方税法の規定に基づき、市町村が賦課徴収することとされている地方税というふうに規定をされております。このため、国税であります森林環境税が含まれる個人住民税につきましては共同処理することができない状態となっております。このような状況から、森林環境税に係る滞納整理事務を共同処理することができるように、茨城租税債権管理機構規約を変更しようとするものであります。

具体的な変更箇所につきましては、議案書のほうの3ページにあります新旧対照表をご覧ください。規約の第3条です。機構の共同処理する事務につきまして、第1号中、旧の規約では、下線部分です。「地方税に係る滞納事案」というふうになっているところを、新しい規約において「地方税及び国税に係る滞納事案」に改めようとするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井坂（章）委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第１０１号 消防ポンプ自動車購入（第１５分団）売買契約の締結についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただいて、議案第１０１号をお開きください。また、追加の参考資料があります。資料は、Side Books ホーム画面から、全議員共通、常任委員会、総務生活委員会、令和６年度、令和６年１２月１７日、配付資料のフォルダに格納してあります。

それでは、提出者の説明をお願いします。白土市民生活部長。

○白土市民生活部長 議案第１０１号 消防ポンプ自動車購入（第１５分団）売買契約の締結についてご説明申し上げます。

説明の前におわびを申し上げます。提出しておりました参考資料に不足がありましたことから、このたび資料の訂正申出書と入札書取書の追加提出をさせていただきました。申し訳ございませんでした。

では、説明に移ります。

本議案につきましては、消防団の消防ポンプ自動車購入売買に伴う契約案件でございます。令和６年３月定例会におきまして、令和６年度から７年度までの期間で２,８０７万８,０００円の債務負担行為を設定させていただいております。契約の内容につきましては、指名競争入札によりまして、契約金額２,７５０万円で、株式会社ナカムラ消防化学東京営業所所長、家元 昭と契約を締結しようとするものであります。購入車両につきましては、湊本町地区を管轄します第１５分団の車両１台であります。現行の車両につきましては、平成１０年１２月１日に購入したもので、２６年が経過し、経年劣化と故障時の部品調達が困難になっていることから更新するものであります。仕様につきましては、消防ポンプ自動車ＣＤ－Ｉ型の標準機装に本市が指定する装備や附属品などを加えたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

次に、請願の審査を行います。

請願第１８号 ひたちなか市として策定中の「原子力災害に備えた広域避難計画」に関することについてを議題とします。

S i d e B o o k s ホーム画面から、全議員共通、常任委員会、総務生活委員会、令和6年度、令和6年12月17日、配付資料、請願第18号の順にフォルダをお開きください。

事務局職員に朗読させます。佐藤主幹。

(事務局朗読)

○井坂(章)委員長 何かご意見がありましたら発言をお願いします。鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっとご質問をさせていただきたいのですが、市の広域避難計画の基本方針を改めて確認させていただいたのですが、その中で、自然災害と原子力災害との複合的な災害を念頭に検討を進めるとしてはいますが、この場において方針を共有したいと思いますので、要約してご説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

○井坂(章)委員長 白土市民生活部長。

○白土市民生活部長 計画の策定に当たりまして、地震や津波などと原子力災害の同時発生により複合災害を念頭に置きまして、避難計画の基本方針に位置づけているところでございます。今後、基礎自治体としての対策、それと、国、県との連携した広域的な対策を整理した上で、自然災害への対策を踏まえた市としての防護措置については避難計画に位置づけてまいりたいというふうに考えております。一方で、広域にわたる対策につきましては、国がまとめる緊急時対応というものがございしますが、それにおいて具体化されるものというふうに認識をしております。

○井坂(章)委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。複合災害についても計画の中に含まれているということを確認できました。

続けて、関連する質問をさせていただきたいのですが、続けて質問はよろしいでしょうか。

○井坂(章)委員長 関連で改めてということですね。

○鎌田委員 はい。よろしいですか。

○井坂(章)委員長 どうぞ。

○鎌田委員 9月定例会の中で私が広域避難計画のことで質問させていただいたときの答弁として、県が担当している避難所の確保は、ひたちなか市の分は確保できないという答弁をされたと思うんですが、最近、県議のひたちなか市の避難場所の確保についてお伺いする機会がありまして、ひたちなか市は約5万人分が確保されていないということをお伺いしたのですが、今、その現況を教えてくださいたいです。よろしくお願いします。

○井坂(章)委員長 白土市民生活部長。

○白土市民生活部長 委員ご指摘のとおり、本市におきましては、新型コロナウイルスの拡大によりまして、避難所の1人当たりの面積が2平米から3平米に拡大されたということを受けまして、約5万人分の避難先が不足しているというような状況にあります。この避難所の確保の状況につきましては、国、県が主導の下、県内においてはこれまで、避難先市町村の施設に加えて、国の機関や県の施設、民間企業の施設での受入れについて協議を進めてまいりました

けども、まだ各自治体に割り振りがされていないというような状況でございます。今後、さらなる避難先の確保については、県において県外の自治体にも協力を要請するというふうに伺っております。

○井坂（章）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。やはり、避難場所の確保ができない中で、精度の高い避難計画を作成するということはなかなか難しいのではないかと感じました。

そこで、計画の実効性についてどのように高めていくのかをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○井坂（章）委員長 白土市民生活部長。

○白土市民生活部長 避難計画につきましては、福島第一原発事故を受けて、国から30キロメートル圏にある自治体については計画の策定が義務づけられているということが大前提なわけでございます。こういった計画をつくるに当たっては、つくって終わりということではなくて、それを更新していくということが前提になりますけども、原子力災害への対応につきましては、東海第二地域原子力防災協議会というものがつくられます。こういった中で各自治体の避難計画や地域防災計画、国の対応指針などが整理されて、緊急時対応として取りまとめられるということになってございます。この緊急時対応の策定の過程において、各地域の避難計画の実効性が総合的に高められていくのではないかとこのように受け止めております。また、避難計画については、先ほど申し上げましたとおり、必要に応じて適宜見直しを図っていくというふうに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○井坂（章）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。大筋の現況を確認できましたので、質問を終わりたいと思います。

○井坂（章）委員長 ほかにご意見等はいかがでしょうか。雨澤委員。

○雨澤委員 1回検討をしなくてはいけないので、暫時休憩をしていただいていいですか。

○井坂（章）委員長 では、暫時休憩をいたします。

午前10時19分 休憩

午前10時28分 再開

○井坂（章）委員長 これより再開をいたします。

この案件について少しご意見ををお願いします。雨澤委員。

○雨澤委員 今、いろいろ意見が出ましたけども、確かに重要な課題なので、しっかりと慎重審議をしてやっていくことが大事かなと思っていますので、継続ということで、継続してしっかりと我々は考えながら、次回、結論を出すというような形でやっていきたいと思いますが、いかがですか。

○井坂（章）委員長 今、雨澤委員より継続というふうなお話がありましたけど、これについてのご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 本件は慎重審査をする必要がありますので、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で請願の審査を終了します。

執行部入替えのために暫時休憩します。傍聴者の方もここで退席をお願いします。

（執行部入替え、傍聴者退席）

午前１０時２９分 休憩

午前１０時３１分 再開

○井坂（章）委員長 委員会を再開します。

次に、執行部より説明の申し出がありますので、所管事項説明に入ります。

配付資料のフォルダに戻っていただき、公共施設等包括管理業務委託の実施検討についてをお開きください。

それでは、執行部より説明をお願いします。小倉総務部長。

○小倉総務部長 現在、総務部資産経営課……。

○井坂（章）委員長 着座で結構です。

○小倉総務部長 すみません、失礼いたします。資産経営課において研究・検討しております包括管理業務委託方式につきまして、説明のお時間をいただきましてありがとうございます。

従来、公共施設の維持管理業務につきましては、基本的には施設の所管課が直接業者さんに発注するなどして実施をしております。こうした中、現在、公共施設の老朽化対策が課題となっておりまして、限られた財源、それからマンパワーで、施設の安全性を確保しつつ行政サービスの継続性を維持していくための新しい手法として、包括管理業務委託方式が注目をされております。この方法は、公共施設の維持管理に係る委託業務や修繕業務などを建物管理の専門業者さんに一括して委託する公民連携の手法であります。民間ノウハウの活用によりまして、管理水準の向上や平準化、それから、安全性の確保が期待できるものであります。今後、市内事業者さんへの説明に努め、理解を得た上で慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。本日は議会のほうに、まず、総務生活委員会のほうに初めてご説明させていただくという次第でございます。

詳細につきましては、この後、資産経営課長から説明させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○井坂（章）委員長 川崎総務部参事兼資産経営課長。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 それでは、私のほうから、公共施設等包括管理業務委託の実施検討について説明をさせていただきます。着座にて失礼します。

○井坂（章）委員長 はい、着座をお願いします。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 1 ページ目の表紙のところには、副題として「安全性の確保 横串型メンテナンスサイクルの確立に向けて」ということで記させていただいておりますが、こういうことを目的として、現在、包括管理業務について検討を進めているというところでございます。

ページを開いていただきまして、次は目次です。今回説明させていただく項目は6項目ございます。それにプラス、参考としまして、現在の庁内における実施検討の経過についても報告をさせていただきたいと思っております。

次のページをお開きください。まずは、包括管理業務委託とはどのような仕組みなのかを説明させていただきます。包括管理業務委託とは、公共施設の維持管理に係る委託業務や修繕業務を建物管理の専門業者に一括して委託し、民間ノウハウを活用して包括的に管理する公民連携手法でございます。受託事業者による巡回点検や簡易修繕、付加価値提案等によって、管理水準の向上、平準化が期待できるものでございます。施設の老朽化が一斉に進行している状況が本市ではございますが、これはほかの自治体でも同様でありまして、これが全国的な課題となっております。このような中で、公共施設マネジメントの手法として包括管理業務委託が注目されているところでございます。令和7年度、来年度までに包括管理業務委託という手法を始めます、もしくはもう既に始めていますという、その自治体数は全国で78の自治体でございます。県内でも7自治体が導入される見込みとなっております。

下に包括管理業務委託導入前後のイメージを記させていただいております。左側は前です。現在の状況です。施設管理課ごとに施設業務単位で個別に発注をしております施設の保守点検の委託ですとか、あとは修繕ですね。比較的少額の修繕については各個別に発注をしている、施設の状況は所管課ごとに把握をしている、大量の契約や事務が発生している、そういう状況でございます。それが、包括を導入すると右側のイメージになります。業務を集約の上、包括管理受託事業者へ一括して市は発注をいたします。施設の状況をこの包括の事業者が一元的に把握し、専門事業者による体系的な維持管理、契約、支払事務、これらが一本化されるということでございます。ただ、この手法の一番重要なことは、地元の事業者の協力を得ること、これが必須でございます。ですので、地元の事業者を協力会社として再委託というふうにする仕組みにもなっております。

次のページをお開きください。包括管理業務委託の全体像ですが、市は包括管理受託者と複数の施設の維持管理業務を一括して5年間の契約を結ぶというものでございます。では、包括管理事業者、受託事業者はどういうことをするかというと、まずは巡回点検をします。施設を月1回程度巡回点検する。その中で見つけた不具合、簡単なものについては自分たちで内製化ということで修繕をしていきます。そうすると、当然、修繕の件数は同じ予算の中でも増えていくと、あとは、市内事業者へ優先発注するという仕組みの下、包括管理事業者が市内事業者に再委託をしていくということでございます。民間ノウハウを生かしまして、付加価値的な提案も当然していただくと。市内事業者に再委託をするということですけども、これは、これまでと同様に、再委託先として市内事業者が各施設の維持管理業務を担っていただく、そういう

ふうな仕組みになるということでございます。

それぞれのメリットを下に記させていただいています。まず、市のメリットとしましては、巡回点検をしてもらう、あとは、簡易修繕による修繕件数が増えることによって、安全性の確保、積み残し修繕の解消が図られるであろうと。劣化状況の一元把握、技術的知見の活用により、横串型のメンテナンスサイクルの確立がされる。あとは、職員の負担が、当然契約事務と修繕、保守点検につきましてはなくなりますので、コアな業務へ専念できる。市民サービスのほうに専念できる、そういうふうなことが起こると思います。市民へのメリットとしましては、安全性が向上したり、満足度の向上、市民サービスの向上、そういうことが起こると。あと、重要なことは、市内事業者へのメリットとして、窓口が一本化されます。これまで、それぞれの所管課から、いろんな水準、担当者がいる中で、見積りをもらったり、修繕の依頼をもらったり、あと、現場に行ったりということを市内の事業者はやっていただきましたけども、これからはある程度専門性を持った限られた担当者の中で窓口を担いますから、そういう意味では、窓口が一本化されることによって契約・請求事務が軽減されるということが起こるというふうに思っております。

下のところには包括管理業務委託における修繕業務の流れを表記させていただいておりますが、各施設に不具合があったときに、まず連絡するところは包括管理業務事業者ではございません。これは、まず、市の取りまとめ担当課のほうに連絡をするということで考えております。技術員も含めた3名程度をここに配置して、ここでまず話を聞くと。重要なことは、その不具合の状況が包括管理業務のほうに委託をするものなのかどうかのジャッジを、ここで市の職員が判断することが重要だというふうに思っております。というのは、今回は、箱物の維持管理、もしくは修繕だけが包括のほうにというふうなイメージでありますので、例えば土木工事は対象にはならないです。あとは、例えば物品の修繕、こういうふうなものもありません。あとは、大きな工事、外壁の改修工事というふうになったときには、これは包括ではなくて、今までどおり、これは所管課のほうで予算を取って、それを工事として発注するということですので、そういうふうな対象外、もしくはこれは対象だというジャッジを、取りまとめ課3名の中でやっていこうと。そこで、包括に回すべきものだというときには、包括のほうに現地を確認していただき、仕様書作成、見積り合わせ業者を決定し、市内の協力事業者が施工をして、市内の事業者が包括管理事業者のほうに支払いをする、その仕組みがこの修繕の流れでございます。

次のページ、5ページをお開きください。対象施設、対象業務についてですが、今検討している中で、受託事業者のノウハウを最大限に活用できるよう、対象施設は全施設を基本にしようというふうに考えております。また、対象業務はノウハウと関連性が高い保守点検・修繕業務とする、そういうふうなイメージで考えております。対象施設については下の表の左側に書いてありますが、費用対効果等の観点から、常駐職員がいない小規模施設、例えば集会所、そういうふうなものについては対象外というふうに考えております。また、対象業務は、これら6項目がありますけれども、そういうものを対象業務と考えておりますが、工事、コンサルや、除草、緑地管理、植栽管理、環境整備、樹木伐採、木くず処分、物品保守、物品修繕は対象外

というふうに考えております。いわゆる箱物、建物の維持管理に関するものだけが包括のほうに、それ以外については対象外、今までどおり担当課のほうで予算を要求して、そして発注をするという仕組みで考えてございます。契約期間については、大体、一般的な契約期間としては5年間というふうなものを予定しております。

次のページをお開きください。こちらでは、財政効果額について本市のほうで試算をしております。包括管理業務の実施による財政効果額は約5,000万円程度というふうに考えております。内訳につきましては、下の表のほうを見ていただきますと、まず、①委託料及び修繕料、これが包括管理業務委託の事業費として12億3,000万円かかるというふうになっています。これを今までどおり職員がやろうとすると、11億1,500万円、差引きで言いますと、1億1,500万円多くかかると。これは、当然、民間のほうにそれぞれの契約行為をしてもらいますから、そのところでは経費がかかると。その経費分だというふうに考えております。ただ、②のほうの人件費、これは市職員分だけでございますが、これまで多くの課のほうでそれぞれの事務依頼をしたり、伝票の処理をしたり、修繕の依頼をしたり、それにかかる時間数を職員数で算出してみますと、年間で22.8人、これらの保守点検の委託、修繕、そういうふうな業務に当たっていたと。それが、これからは取りまとめ担当として3名でやっっていこうというふうに考えておりますので、その差引きを金額に直しますと、1億6,900万円程度が減になるであろうと。差引きで5,382万円、約5,000万円が財政効果として試算できるのではないかと考えております。

包括の説明として、最後に、今後こういうふうな方式を採用していくということになりますと、当然、市内事業者への説明が非常に重要になってくるというふうに考えております。市内事業者等の理解を得るとともに、より効果的な事業の実施につなげるため、市内事業者への説明にこれから努めてまいります。指定管理者制度と同様に、市内事業者の積極活用を公募条件にする、あとは、市内事業者にもメリットがある仕組みを目指す、そういうふうなことを掲げながら、先行自治体と同様に、説明会の実施や個別の対話などを通じて、市の考え方を丁寧に説明しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上が包括管理業務委託の説明ですが、次のページに移りまして、こちらからは参考になりますが、現在庁内で包括管理業務委託の実施検討をしている経過について、報告をさせていただきます。

まず、令和5年度、12月26日、一番上です。この日に市長をトップとした公共施設マネジメント推進本部会議が開かれていまして、その中の1つの議題として、包括管理業務委託について調査研究、検討をしてみてもどうかということで、作業部会をまず設置しようということになりました。この作業部会は、施設を所管している課長を中心に、資産経営課長、私のほうが座長になりながら、10名で検討をしていきました。具体的な検討は、令和6年度になってから5回開催をしております。

実は、その開催の途中には、包括管理業務委託というものをもう少し深掘りしようということで、サウンディング調査というものを本市で初めて実施しております。サウンディング型の

市場調査というのは、民間事業者と意見交換等により事業に関する様々なアイデアや意見を把握する調査手法でございます。7社が参加していただきまして、包括管理業務委託に関する参入意向の把握や参入条件を確認してきたところでございます。

次のページに移りまして、作業部会の中で調査研究、検討をした中で、まず、現状と課題としてどういうことが挙げられたかといいますと、まず、課題1、積み残し修繕がどんどん増大し続けるであろう、このままいくとそういうふうになってくるのではないかというふうなことが1つ挙げられました。あとは、課題2としては、どうしても所管課がそれぞれごとに管理をしていますから、縦割りによる弊害として、事務負担の増大や管理水準のばらつきが発生している、そういうふうな現状と課題が挙げられました。これに対して、実施をすることによって期待される効果として、まず、効果1、管理水準が向上する、効果2、横串による全体最適が図られる、こういうふうな効果があるであろうというふうなことを考えられました。この調査研究の中では、包括管理業務という手法は施設の不備を解消していくための組織的な仕組みとして有効であろうというふうに考えております。また、実際に実施するに当たっては、やはり目的というものが非常に重要になってきますので、冒頭で副題として上げさせていただきまして、公共施設更新問題に直面する中で、安全性の確保、これが主目的として、また、第2の目的として、全体最適に向けた横串型メンテナンスサイクルの確立、こういうことを実施目的として検討していこうというふうな内容でございます。

これらの調査研究を踏まえまして、実施検討としましては、今後、市内事業者への説明に努め、理解を得た上で慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

説明は以上になります。

○井坂（章）委員長 ありがとうございます。

では、これより質疑を行います。質疑ありませんか。田中委員。

○田中委員 とてもいいことだと思うんですけど、近隣の市町村でこれを取り入れている自治体というのはあるのですか。

○井坂（章）委員長 川崎総務部参事兼資産経営課長。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 先ほど、3ページのところで、県内の7自治体が令和7年度までに導入するというところで報告をさせていただきましたけど、既に、県内で言うと、常総市、古河市、あとは筑西市なんかが進めていまして、来年度からは、隣の東海村ですとか、石岡市、つくばみらい市、土浦市、そういったところが導入を予定しているというか、契約を結んでいるので始めますというふうな状況になっております。

○井坂（章）委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。

メリットが載っていたんですけど、デメリットというのはないのですかね。

○井坂（章）委員長 川崎総務部参事兼資産経営課長。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 実は、9月から10月にかけて行ったサウンディング調査、市場調査をした中で、あえてメリットとデメリットということも業者のほうに聞いております。

その中で言われていることとしましては、どうしても、職員が自分で管理するのではなくて、包括事業者が管理するようになってしまうので、職員の施設を管理するという意識が薄弱をするというふうなことが言われていますということを事業者から教えていただいたという。ただ、我々は施設の管理者ともいろいろとお話をしますけども、今まで施設の管理課では、何か不具合があったときに相談する相手というのは実はいないんですね。市内の事業者に来てくださいと言っても、市内の事業者も、当然これは仕事ですから、いろんな業務を請け負っている中、すぐに来られることもないし、来たとしても、例えば、ちょっとこういうふうな不具合で、これをやれば直るよということで、お金はいいよみたいなことがあったとすると、お金にならないので、やはり相談する相手が本当は必要ではないかと。先行して導入している自治体なんかに聞くと、やはり相談相手ができるということだけでも非常に有効だというふうに言われているので、私の中では、薄弱をするというよりも、少し意識が高まることもあるのではないかなというふうには思っておりますが、一般的には、業者に任せることによって薄弱をするというふうなことが言われているということがデメリットだというサウンディングの中での結果でした。

○井坂（章）委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。

これは一応、令和7年度を目標に業者を決めていくということでしたよね。令和7年度ではないですか。

○井坂（章）委員長 川崎総務部参事兼資産経営課長。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 まずは、我々はこの制度があるということを事業者にしっかり説明して、ご理解をいただいた上で進めてまいりたいというふうに考えております。ただ、令和7年度からスタートするようなスケジュールでは到底できませんので、早くても令和8年度だとは思いますが、ただ、まずは事業者のほうにしっかり説明をしていこうと。実は、1月に、那珂湊地区でも勝田地区でも、事業者に対しての説明会を開いていこうということで、現在、計画を立てていまして、できれば今年度中にはそういう案内ができればいいかなというふうに思っておりますので、まずは事業者への説明をした上でということで考えております。

○井坂（章）委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。

こう言っではなんですけども、ひたちなか市には公共施設は古い施設がいっぱいありますよね。これで受け入れてくれる業者というのはどうなんですか。ありますか。

○井坂（章）委員長 川崎総務部参事兼資産経営課長。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 令和4年、5年で、ひたちなか市の公共施設の劣化状況調査という調査をしています。そのときに調査した結果を調査した事業者のほうから話を聞くときに、ひたちなか市の公共施設の状況はほかの自治体よりも決して悪いことはないというような大まかな評価をいただいております。そこは包括管理業務委託も受託している事業者でしたので、決してそんなに悪い自治体ではないのだらうと。ただ、冒頭にお話をしましたけど

も、公共施設の更新問題に直面をしているという状況ですので、早めに何か手を打たなくてはいけないということがあります。あと、先ほどのサウンディング調査では、7社ありましたが、7社のほうで参入意向を聞いたところ、おおむね7社とも参入はできるというような話はいただいておりますので、サウンディングの中では手を挙げていただけたところはあるというふうに考えております。

○井坂（章）委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。本当にいい事業だと思いますので、なるべく早めに話を進めていただいて、業者が決まるように願っています。

○井坂（章）委員長 ほかに質疑ありませんか。鎌田委員。

○鎌田委員 ご説明ありがとうございました。

1点だけちょっとお伺いしたいのですが、包括管理受託事業者、これは多分、信頼が置ける優良な企業にお願いするようにしなければ安全性が高まらないと思うんですが、先ほどお話があった東海村とか、古河市とかを担当している包括管理受託事業者、それが公募においてひたちなか市を担当することというのはあるのですか。

○井坂（章）委員長 川崎総務部参事兼資産経営課長。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 実際に我々が公募をして決めるときには、プロポーザル方式を取ろうというふうに考えております。大体全国的にもそういう方法でやっております。今回、前段のサウンディング型の市場調査に来た7社の中には、古河市ですとか、常総市で受託をしている事業者も入りました。あと、東海村で来年度にやる予定になっている業者も入っておりますので、タイミングが合えば、そういったときに手を挙げて参加してもらえるものだというふうに思っております。

○井坂（章）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございました。やはり実績があるところが何となくよさそうな感じがしますので、そういう実績があるところが応募していただいて、やっていただければなと思います。

○井坂（章）委員長 ご意見ということでよろしいですか。

○鎌田委員 はい。

○井坂（章）委員長 ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で公共施設等包括管理業務委託の実施検討についてを終了します。

執行部は退席して結構です。ご苦労さまでした。

（執行部退席）

○井坂（章）委員長 次に、協議に移ります。

閉会中の所管事務調査について協議したいと思います。

3月定例会までに行う所管事務調査の案件について、ご意見をお伺いしたいと思います。何

かありますか。こういうテーマで今度は取り組んでほしいであるとか、そういったところがあれば申し出てください。鈴木委員。

○鈴木委員 誠に恐縮ですが、やはりここは正副委員長一任でお願いいたします。

○井坂（章）委員長 正副委員長に一任ということによろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 ありがとうございます。では、そのように確認をさせていただきます。

それでは、次期定例会までに開催するかどうかも含めて、具体的な案件については正副委員長にお任せいただきたいと思います、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

事前に日程については協議したいと思います。

候補としては、２月３日。

（「予定が入っています」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 予定が入っていますか。

（「だって、節分で地元で皆さんあるじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 ２月３日（月曜日）。

（「午前中なら大丈夫です」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 午前中は大丈夫ですか。

（「後期高齢の広域が入っているの」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 ２月３日。

（「ここは午後しか空いていないです」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 そうか。こっちも午後でしたか。

（「どちらも午後しか空いていないです」と呼ぶものあり）

○井坂（章）委員長 ２月３日、午後ということで考えていましたが、差し障りはありますか。

（「今の話だとちょっと分からないですけど、２日、３日……」

「ほかの候補日は」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 ちょっと差し障りがあるようだから、じゃあ、第２候補として挙げておいたのは、１月２４日ということで考えておりますけど、いかがでしょうか。

（「２４日はちょっと無理ですね」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 ２４日の午後だね。

（「２４日の午後は視察に行っているから」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 そうか。視察に行っているから駄目か。

（「視察は２３日までです」「２４日の午後は式典のほうが入っているので、ちょっと」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 ２４日も。じゃあ、差し障りありね。

（「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 暫時休憩します。

午前 1 1 時 4 分 休憩

午前 1 1 時 1 0 分 再開

○井坂（章）委員長 再開します。

今回の案件について、2月19日に、テーマを新たにまた絞り直しまして開催したいと思います。午前、午後を空けていただくということによろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 では、そのようにさせていただきます。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、常任委員会、総務生活委員会、令和6年度、令和6年12月17日、配付資料、令和6年12月継続調査申出（案）の順にフォルダをお開きください。

閉会中の継続調査申し出について事務局職員に説明をさせます。佐藤主幹。

○佐藤主幹 それでは、閉会中の継続調査申出書（案）についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、本会議最終日に委員会から継続調査の申出をするものでございます。案件といたしましては、企画行政について、行財政改革について、税務行政について、市民生活行政についてということで、総務生活委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。委員の皆様のご了解が得られれば、この内容で提出したいと思います。

説明は以上でございます。

○井坂（章）委員長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました閉会中の継続調査申し出につきましては、何かご意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、以上のように閉会中の継続調査申し出を本会議最終日に提出いたします。

次に、その他に入ります。何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 特にないですね。

では、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして総務生活委員会を閉会します。ご苦労さまでした。

午前 1 1 時 1 3 分 閉会